

mintSとは?

- 民事裁判書類電子提出システム
(min) (t) (s)

のことという。

- R5.11.28より 全ての裁判所で
運用開始。

- 趣旨は、「裁判手続のデジタル化
促進」である。

- 根拠条文

民法132条の10等に基づき、

裁判書類をオンラインで提出する
ためのシステム

(ちなみに、特151条1においては不適用)

- 対象書面

準備書面、書記の写し
証拠の説明書など

- 利用条件

当事者双方に訴訟代理人があり、
双方の訴訟代理人がmintsの
利用を希望する事件において
利用可能。

- 利用期間

24時間365日 OK

- 2026(R8)5.21 改正民事訴訟法

訴訟代理人による裁判書類
の電子提出が義務化。